

研究報告

報告 2 国際裁判管轄、裁判権、 jurisdiction に関する一考察

渡 辺 惺 之

1. はじめに

19世紀、統一ドイツの民事訴訟法典及びその後の民事訴訟法学には国際裁判管轄（Internationale Zuständigkeit）という要件は存在しなかった。20世紀後半ドイツ型民事訴訟法では、日本、オーストリーにおいてもほぼ時期を合わせて、国際裁判管轄の問題が活発に議論され、それぞれに異なる形で結着している。英米法の場合、19世紀には既に jurisdiction 概念は定着していたが、米国では20世紀に拡張的な展開があった。英米法系諸国ではドイツ型民事訴訟法のような国際裁判管轄の登場やそれに関わる議論は見られない。国際裁判管轄は国により時代により、その概念や要件構成にかなり違いのある相対的な存在で、国際的に無前提に共有できる要件ではない。

日本の場合、制定規定を欠く中で判例条理法として展開されてきたが、2011年民訴法改正により新たな訴訟要件として規定化された。しかし、これまでの国際裁判管轄に関する議論は、ほとんどがその存否の判断基準に関わるもので、何故、国際裁判管轄という要件の問題がその時期に浮上してきたのか、レーゾンデートルは何か、裁判権や jurisdiction との違いと対比等、要件自体に関する検討は必ずしも充分ではなかったように思われる。この視点から、以下では、ドイツ型民事訴訟法に特有な国際裁判管轄の問題を、米国の jurisdiction、国際法上の裁判権と対比し、その要件概念の生成と意義について考察を試みたい。一般に jurisdiction は国際裁判管轄の英語訳としても用いられるが、本稿では英米法に固有な管轄概念の意味でのみ用いる。

2. ドイツの場合 国際裁判管轄 (Internationale Zuständigkeit) の登場

ドイツの民事訴訟法、国際私法の基本は19世紀のドイツ統一時の立法で確立したが、国際裁判管轄という要件概念は、当時、そのいずれにも見られない。当時の代表的な民事訴訟法教科書である Hellwig の教科書では、いかなる紛争がドイツ裁判権 (Gerichtsbarkeit) に属するかの問題を裁判籍 (Gerichtsstand) の前提となる問題としている¹⁾、この前提的問題に関する原則的な制定法規定はなく、その答は逆に土地管轄の規定から導き出す外ないとしていた²⁾。裁判籍規定に、土地管轄と併せて国家の裁判権限を画する機能を認める現在の二重機能説の萌芽と云えるが、そこには現在議論の中心にある国際裁判管轄という要件は影も形も見られない。この要件概念をドイツで初めて実定的要件概念として主張したのは、1929年のプラハのドイツ大学教授 Robert Neuner の "Internationale Zuständigkeit" という論文であった。Neuner は、外国判決承認に関するドイツ民法 (ZPO) 328条1項1号の規定を制定法上の根拠としている。同条は、現行法規定も "wenn die Gerichte des Staates, dem das ausländische Gericht angehört, nach den deutschen Gesetzen nicht zuständig sind" であり、外国判決の承認拒絶事由として、承認の対象となる外国判決を下した「外国裁判所の属する国の裁判所がドイツ法によれば管轄を有しないとき」と訳することができる。日本語には複数形がないので分かり難いが、判決を下した外国裁判所の属する国の裁判所という表現中の、後の裁判所 (Gerichte) は複数形で、その国の裁判所全体を意味している。判決を下した外国裁判所の管轄ではなく、その裁判所が属する国の裁判所全体を単位とする管轄概念が制定規定上予定されていると指摘したのである³⁾。そこに裁判権 (Gerichtsbarkeit) とも裁判籍 (Gerichtsstand) とも異なる、第三の訴訟要件として国際裁判管轄 (Internationale Zuständigkeit) があるとした。これを「司法上の発見」と評する例もある⁴⁾。その実際の意味は、「土地管轄及び事物管轄が存在するに

1) Hellwig, "Lehrbuch des deutschen Zivilprozeßrechts" Bd. I (Leipzig 1903), S. 98ff.

2) aaO. S. 99

3) Neuner, Robert "Internationale Zuständigkeit" (1929, J. Bensheimer), S. 1

4) バヨンス/エナ・マルリス「オーストリーにおける国際裁判管轄の立法と判例の展開」立命館法学 2008年1号(317号) 515頁以下、523頁

も拘らず、国際裁判管轄の欠缺により受訴裁判所から裁判権限（*Entscheidungsgewalt*）が奪われるのか、或は、国家の個々の裁判所のいずれにも土地管轄がないにも拘らず、国家の総体としての裁判所に管轄が認められるか」を問う場合にあるとしていた⁵⁾。Neuner は国際裁判管轄に関する規定は、国家の民事紛争に関する裁判権限を決定するが、国際法としての性質は希薄としていた。国際法は裁判権の免除について規定し、条約により国家の裁判権限を規定するが、国際裁判管轄に関する規定は国際法共同体（*Völkerrechtsgemeinschaft*）の個別構成国の法律に委ねられているとした。その上で、国家には自国の裁判管轄を規定する権限しかないが、国際法共同体の構成国として相互尊重と平等を重視し、「個別国家が自国の裁判管轄を画定する際、国際的立法者の役割を果たすべきで、カント流に云えば、各国の管轄法定の原則（*Maxime*）が国際法的な立法に適うよう行為すべき」だとした⁶⁾。これは管轄配分という理念に繋がる思想といえる。

ドイツで標準的な Rosenberg の民事訴訟法の教科書に国際裁判管轄が初めて登場したのは 1970 年代初頭であったと思うが、そこには、ドイツ国内に土地管轄があれば常に国際裁判管轄が認められるので独立した要件としての意味はないという趣旨がコメントされていた記憶がある。ドイツで判例が実際に国際裁判管轄の独立した要件としての機能を認めたのは、ZPO23 条の規定による財産所在地の土地管轄を認めながら、事件とドイツとの間に実質的関連が欠けるとして訴えを却下した、1991 年 7 月 2 日の BGH（BGHZ 115,90）であった⁷⁾。現在は、国際裁判管轄は、その欠缺を看過して下された裁判は無効ではない点で国際法上の裁判権とは異なる

5) Neuner, 前掲, S.1

6) Neuner, 前掲, S.14

7) 事件の概要と判示は以下の通り。1976 年、キプロスの建設会社 M はリビア政府機関とリビアの港湾施設建設契約に係る契約を締結した。リビアは M に代金の一部を前払したが、その後争いが生じリビアが契約解除し、保証銀行が前払金相当額を支払った。この保証契約を再保証していたトルコの Y 銀行は、保証銀行に保証額の支払をし、M が Y に差入っていた担保金で相殺した。M は保証額の填補をすべきでなかったとし、Y 銀行に対し担保金の返還請求訴訟を英国裁判所に提起したが *forum non conveniens* により停止された。M から返還請求権の譲渡を受けた M の共同所有者 X らが、Y 銀行の支店があり財産もあったドイツで、Y に返還請求訴訟を提起した。BGH は有力説に従い、「ZPO23 条 1 文に関わるドイツ裁判所（複数形）の裁判管轄は、事件が財産の所在以外に内国との関連を示している場合に限り認められる」と判示し訴え却けた。

り、この管轄の判断を誤った瑕疵は治癒されず上訴が許される点では土地管轄とも異なり、いずれとも性質の異なる管轄要件とされている⁸⁾。

3. オーストリーの場合 裁判権 (Gerichtsbarkeit) との関係

同じ、ドイツ法系の民事訴訟法、国際私法を有する国でも、オーストリーの場合は、問題の状況はドイツとかなり異なる。オーストリーでは国際裁判管轄をめぐる議論は、同国の管轄法 (Jurisdictionsnorm, JN) 上の、内国裁判権 (inländische Gerichtsbarkeit) という要件概念をめぐって展開された。この内国裁判権という要件は、オーストリー法に独特な要件で、民事事件についてオーストリーの裁判権が認められている状態を意味している。民事裁判権に対する国際法上の規律、つまり裁判権免除や条約によりオーストリー裁判権の排除がないことに加え、国際裁判管轄に相当する要件も備わっていることも包括した要件といえる⁹⁾。ドイツや日本における議論が国際法上の裁判権と国際裁判管轄を区別するのに対し、オーストリー法では内国裁判権という一つの制定法上の要件に包摂されているため、正確を期す場合、「(国際裁判管轄という意味における) 内国裁判権」と表記される例もある¹⁰⁾。

オーストリーでは国際裁判管轄に関する議論は主に管轄法 (JN) 法 28 条の適用に関わって始まった。1983 年改正以前の旧 JN28 条 1 項は「民事事件につき内国裁判権が認められるが、本法の定める内国裁判所の土地管轄の要件が欠け若しくはそれを見い出せない場合は、最高裁判所は事物管轄を有する裁判所の中から当該事件につき土地管轄を有すべき裁判所を指定しなければならない・・・」としていた。この規定に基づき最高裁判所はいかなる場合に管轄裁判所の指定をなすべきかが議論された。

8) Rosenberg/Schwab/Gottwald, "Zivilprozessrecht 16AufL." S.184

9) バヨンス/エナ・マルリス「オーストリーにおける国際裁判管轄の立法と判例の展開」立命館法学 2008 年 1 号 (317 号) 523 頁以下参照。オーストリー法の特徴は「内国裁判権」という要件で自国に裁判権があることを制定法上も要件化したことにある。日本の場合、民事訴訟上は裁判権があることを積極的要件として規定せず、国際法上の裁判権が外交関係条約上や外国主権免除法の規定により欠けることを、民事訴訟法では解釈上の消極的要件としている。そこからオーストリー法では国際裁判管轄も「内国裁判権」に包摂した概念構成ができ、日本やドイツとは、議論の前提となる要件構成に違いが生じたと思われる。

10) 例えば、バヨンス・前掲、541 頁

当初は内国裁判権の理解として、裁判権免除及び条約規定による制限を除き、国家の裁判権は普遍的に認められるとする普遍説（Universalität Theorie）が通説的であった。これは裁判権免除や国際条約による制限等の消極的事由が無い限り、国家の裁判権に対する国際法による制約はなく、各国は自由にその裁判権の範囲を決められるということになる。実際には民事裁判権の範囲は内国強行法としての管轄法（JN）の土地管轄規定により画定されるので、結果的にはドイツの二重機能説と同じことになる。管轄裁判所の指定が申立てられるのは土地管轄が明確でない場合ということになる。その後、内国裁判権から国際裁判管轄に相当する部分を切り分けて、二つを区別して考察する見解が有力になった。内国裁判権は無制約に普遍的なのではなく、事件と内国との密接な関連性が必要であり、土地管轄規定はこの内国関連性を判断する際の徴表であると主張した。この徴表説（Indikation Theorie）が有力になるに従い、国際裁判管轄という新たな管轄要件が主張された。つまり、土地管轄が欠ける場合でもオーストリーと密接関連性のある事件については管轄指定をすべきであり、逆に、規定上は国内に土地管轄が認められる場合でもオーストリーとの内国関連性が欠ける場合は管轄裁判所の指定はせずに、訴えを却下すべきだとされた。徴表説を採用する判例も現れた¹¹⁾。徴表説は、内国裁判権から国際裁判管轄に相当する部分を分離し独立の要件とし、土地管轄を国際裁判管轄の判断する際の徴表と解する点では、ドイツにおける類推説に近い立場と云えた。

オーストリーにおける国際裁判管轄に関する展開がユニークなのは、立法により徴表説を封じたことである。先ず、1983年の民事訴訟法改正で、JN28条1項を「民事事件につき、本法若しくはその他の法規の定める内国裁判所の土地管轄の要件が存在せず又はそれが探知され得ない場合において、1、オーストリーが国際法上の条約により裁判権の行使を義務づけられているとき、又は、2、外国における訴訟追行が不可能であるか又は相当でないときは、最高裁判所は、事物管轄を有する裁判所の中から、当該の事件につき土地管轄を有すべき裁判所を指定しなければならない」と

11) OGH1982年6月30日（ZfRV1982,147）が代表的とされる。オーストリーの歯科医がイタリア領南チロル居住の患者に対する治療費の支払請求事件で、OGHは徴表説に立っていた。これについて、バヨンス・前掲、527頁及び557-558頁註（57）を参照。

改正し、この2号で、徴表説の主張するオーストリーとの密接な内国関連を、権利保護の必要に近い概念の要件として規定した。これは緊急管轄の要件規定とも云えるが、内国との関連性は問題として残った。

その後1997年の民訴法改正で、JN28条1項2号は、「原告がオーストリー国民であるか、国内に住所若しくは常居所を有する場合、又は、国内に本拠を有する場合で、且つ、外国における訴訟追行が不可能であるか又は相当でないとき」と改め、内国との関連を限定的に規定化し、管轄指定に際し内国関連に関する解釈の余地も封じた。一方で、新設したJN27条a第1項で「民事事件について土地管轄を有する裁判所がある場合は、それ以外の要件の充足を要することなく、内国裁判権が存在するものとする」と規定し、徴表説の余地を完全に封じた。これらの立法により、完全な土地管轄規定の二重機能を制定規定で明確にして国際裁判管轄の管轄要件として独自機能を封じ、JN28条1項2号は緊急管轄の場合における管轄裁判所の指定規定となった。

4. 小括 ドイツ・オーストリーにおける国際裁判管轄

ドイツ型国際裁判管轄には、国際法上の裁判権と国内土地管轄との間に位置づけられる第三の管轄という共通した特徴がある。国際裁判管轄は、ドイツではNeunerの「発見」後、しばらくは単に法論理上の概念に止まっていたが、現在は、制定規定を欠くが解釈上の実定的な管轄要件として定着している。一方、オーストリーでは、制定法上の内国裁判権という要件の解釈により一旦は独立した管轄要件と認められながら、その後、土地管轄規定と完全に連動させた立法により、内国裁判権の中に封じ込められてしまった。

国際法上の裁判権と訴訟手続法上の管轄とでは、管轄恒定が妥当するかという点で訴訟要件としての性質の違いが表れる。オーストリー管轄法(JN)には内国裁判権の欠缺が明らかになった時点で無管轄および手続の無効を決定を以て宣言すべしとの明文規定がある¹²⁾。民事訴訟法上の土地

12) オーストリー管轄法42条1項は、訴訟手続中に内国裁判権の欠缺が明らかになった場合、受訴裁判所は手続のいかなる段階でも事件について無管轄及び手続の無効を決定で宣言すべしと規定する。

管轄の場合は、基準時点に管轄要件を具備していた手続は、その後の事情の変化により管轄要件が欠けた場合でも無管轄にならないという、手続法に特有な手続経済的考慮による管轄恒定の原則が働く。ドイツ法では国際裁判管轄は解釈による実定的管轄要件として管轄恒定原則が妥当する。このようにドイツ法とオーストリー法では国際裁判管轄問題の訴訟手続法上での取扱に違いはあるが、裁判権と国内土地管轄の間の第三の要件の問題という認識は共通している。

共通するもう一つの特徴は裁判籍（Gerichtsstand）である。裁判籍は、日本でも民訴法4条以下に姿を止めているが、訴えとその裁判地を連結する双方向的な連結ルールで、あらゆる訴えについての原則的管轄を被告住所地とする普通裁判籍（allgemeiner Gerichtsstand）と、個別類型の訴えに応じた特別裁判籍とに分けられる。特別裁判籍（besonderer Gerichtsstand）は、不法行為に関する訴えは不法行為地というように、訴訟上の請求の類型毎に裁判地を定めているが、その種類は国によりヴァリエーションがある。しかし、民事裁判手続において防御を強いられる受動的立場の被告の利益を重視した被告住所地原則（actor sequitur forum rei）に基づく普通裁判籍を基本とし、特別裁判籍が示している、事件と法廷地との適切な場所的連結（localisation）に基づく管轄配分というルール構成に共通の特徴が見られる。裁判籍の双方向的な管轄連結ルール形式も共通する特徴で、自国管轄の決定という一方的機能を越え、国際的な管轄配分モデルの体裁を備えている。

ドイツ法系の国際裁判管轄とは真逆のアプローチが英米法における jurisdiction である。次に、その違いを米国法における jurisdiction 法理の展開から概観したい。

5. 米国法における jurisdiction

米国の裁判管轄法理の基本的な特徴は著名な Holms 判事の「管轄権の基礎は物理的な力（physical power）である」という言葉に尽くされる。英米法では裁判管轄は大きく対人管轄（jurisdiction in person）と対物管轄（jurisdiction in rem）に分けて考えられている¹³⁾。対物管轄はドイツ型民事

13) 準対物管轄という対人管轄、対物管轄の中間とも言い得る管轄もあるが、ここでは立ち入らない

訴訟法では最早意味を失ったといえるので¹⁴⁾、以下では米国における対人管轄権法理の展開について概観を試みたい。

対人管轄 (jurisdiction in person) は対人訴訟の裁判管轄で被告が管轄領域内に居住しその地を管轄する裁判所の裁判権に服していること (submit) を基本としている。被告の裁判所に対する服従 (submission) の判断は、裁判所への出頭命令が被告に管轄区域内で送達できるかが試金石となるので、通常は域内送達が対人管轄権の要件とされている。これを米国連邦憲法の *deu process* の保障と重ね合わせ、その後の判例法展開の起点となったのが 1877 年の *Pennoyer v. Neff* (92 U.S. 714) である¹⁵⁾。当時、オレゴン準州内の不動産を所有していたカリフォルニア州在住の *Neff* が、オレゴン準州で行われた裁判所による競売で同不動産を競落した *Pennoyer* を被告として、その競売が *Neff* に対するオレゴン準州内での新聞紙面上の送達による訴訟で下された欠席判決 (default judgment) に基づくとして、当該競売による *Pennoyer* の不動産取得の無効を主張し、連邦最高裁で上告が認められた事件である。連邦最高裁は「いかなる州もその領域外の人及び財産に対して直接に管轄権を行使することはできない」という原則を *Story* から援用し¹⁶⁾、「州の設置するいかなる裁判所も、人及び財産をその判決に服従させるために、召喚令状をその領域を越えて拡張することは許されない」として、*Neff* の請求を認容した。この判断を *due process* の側面から補強し、「連邦憲法修正 14 条の採用により、当事者の私法上の権利及び義務を判断決定する管轄権のない裁判所における訴訟手続は法の正当手続に適合しない」とした。

この対人管轄は、後に、州外の被告会社が州内で恒常的営業を行う場合に州内所在 (presence) を擬制し、当該州の裁判所で訴訟を行うことが「伝

14) ドイツ型民事訴訟法では対物訴訟と対人訴訟の区別は請求権概念の発見とそれを訴訟物と捉えたことで実質的な意味を失い、現在では対人管轄と区別して説明される例はほとんどなくなった。

15) 同じく英米法系であっても英国と米国とでは *jurisdiction* 法理の展開は異なる。米国が連邦憲法の *due process* の保障を中心線として判例により展開してきたのに対して、英国では在外被告に対し例外的に域外送達が許される場合を制定法 (Rules of Supreme Cort Order 11, 1998 Civil Procedure Rules,6-1 で援用) で列挙し規定する方向で展開した。

16) 判決は、*Story, Conflict of Laws, c.2*, を引用根拠として掲げている。The Lawbook Exchange, Ltd. による 2001 年の復刻版 *Story, "Commentaries of the Conflict of Laws" 2nd Ed.* では pp.26, Chapter II § 20 と思われる。

統的なフェアプレイと実質的正義の観念」に反しないような最小限の関連（minimum contact）が州との間にある場合は、州外被告への召喚令状の送達は due process に反しないとした有名な *International Shoe Co. v. Washington* (326 U.S. 310)¹⁷⁾ によって拡張された。これが現在の doing business 管轄に繋がっている。対人管轄は、この他にも、被告が極めて短期間州内に所在するところを狙って召喚令状を送達して管轄を生じさせる transient rule によっても拡張される¹⁸⁾。これらにより過度に拡張された対人管轄権の行使を制限する対抗的法理として判例上 forum non conveniens の抗弁が認められ展開されている¹⁹⁾。

このように米国型 jurisdiction とドイツ型国際裁判管轄（Internationale Zuständigkeit）とは大きく異なるが、問題関心のレベルは共通している。次にその相違と類似を整理したい²⁰⁾。

6. 国際裁判管轄と jurisdiction 類似と相違

6 - 1. 国際裁判管轄に関するルール構成の違い

米国の対人管轄（jurisdiction in person）は、被告住所地の一般管轄権（general jurisdiction）と、州外被告に対する特別管轄権（specific jurisdiction）の二つの類型に分けて説明される。一般管轄権は、ドイツ型法制における被告の住所地の普通裁判籍（allgemein Gerichtsstand）と外観上は類似するが、ドイツ型普通裁判籍が、裁判手続における被告の受動的立場への配慮とい

17) *International Shoe Co. v. Washington* (326 U.S. 310. 1945) p316；ミズーリ州に本店を置くデラウェア州会社 *International Shoe* 社（原告）は、ワシントン州には支店・営業所等はないが、同州で雇用したセールスマンにより訪問販売等の営業を行っていた。ワシントン州は州の失業保険法に従い未払保険料の支払請求通知をセールスマンに送達し、セールスマンから原告に書留郵便で転送された。原告は同州失業保険局に送達の不適法並びに査定通知及び支払命令の取消を申立て、同州裁判所は調査の上で申立を却下し支払を命じた。連邦最高裁は原告の上告を本文で要約した有名な判示をし、上告棄却とした。

18) transient service の有効性を確認した連邦最高裁判例として、*Burnham v. Superior Court of California* (695 U.S. 604. 1990)。

19) 国際的な事件に適用された著名な判例として、*Piper Aircraft v. Reyno* (454 U.S. 235. 1981)

20) 以下の検討は、Buchner, Benedikt；“ Kläger- und Beklagtenschutz im Recht der internationalen Zuständigkeit” (Siebeck, 1997) から多くの示唆を得ている。

う、手続法上の衡平の考慮に基づくのとは性質を異にしている²¹⁾。米国型は管轄内の被告住所を submission と捉える領域主権原則に発している。米国の general jurisdiction は実際には州内送達を要件とする形であるため、transient rule による拡張等の問題も生じている。これと異なりドイツ型普通裁判籍の住所は、応訴の便宜を配慮し被告の生活拠点に管轄を認めるもので、手続法的な衡平観による。また、米国法の特別管轄 (specific jurisdiction) は International Shoe 判例の判示した minimum contacts を基軸に展開され、特に州外被告の州内における実質的存在の擬制を主な基準として説明される²²⁾。ドイツ型の特別裁判籍 (besonderer Gerichtsstand) は、被告住所地以外に各類型の訴えを裁判すべき適切な関係地を掲げて管轄連結を規定化している。米国の特別管轄の場合は、due process を核とした個別事件における事情の裁量的判断が中心となり、ドイツ型の裁判籍規定の解釈・適用による判断とは異なる。実際にも、例えば、ドイツ型裁判籍では契約の義務履行地に契約事件の裁判籍を認めるが、米国判例は、契約の締結や商品引渡の場所であることは、非居住者に対する契約違反事件に関する裁判管轄の根拠として充分な関連とは認められないとしている²³⁾。

jurisdiction とドイツ型国際裁判管轄 (Internationale Zuständigkeit) とは同じ問題関心に関わる要件概念であるが、同じ平面上で対比し論じることには慎重でなければならない。この両者は国際的な平面で国家の民事裁判権の行使範囲の決定に関わる点では変りはない。しかし、英米法の jurisdiction が民事裁判の被告となる関係を服従 (submission) と捉え、裁判権限を国際法上は国家の領域的権限と認識することから出発しているのに対し、ドイツ型民事訴訟法では、先述した民事裁判権の国際法上の原則的無制約を出発点としている。双方の管轄法制の根本的な違いはこの起点の違いから生じている。

ドイツ法系に特徴的なのは、国際法上の裁判権は裁判権免除などの一般国際法原則を除き、国際法上の領域制限はなく民事裁判権の普遍性を原則的な前提としていることである。この民事裁判権の国際法上の普遍性の基

21) 前掲 Buchner, 48 頁以下参照。

22) Silberman/Stein, "Civil Procedure Theory and Practice" (Aspen Law & Business, 2001) pp93-128

23) Afram Export Corp. v. Metallurgiki Haylyps, SA 772 F.2d 1353 (7th Cir. 1985)

礎をなしたのは、おそらく民事訴訟における裁判作用に関する古典的な弁論主義を前提とした、裁判は観念的な法の適用判断作用という認識であったと思われる。観念的な判断の権限に対する国際法上の無制約を前提とした結果、民事裁判権を限界付けるのは当該国の国内手続法であり、その土地管轄規定であり実際には裁判籍となった。

一方、米国法の jurisdiction 法理の特徴は、民事裁判手続であっても裁判所の当事者に対する具体的な指揮命令、裁判所の決定等への服従を基礎にしていた点にある。そこから裁判所の管轄域内での所在及び擬制された所在が原則的 jurisdiction の基礎とされていたが、裁判所の当事者に対する権限行使の正当性の裏付けとして due process の保障を求めたことにより手続法的な考慮が重要な要素として加わった。そこから民事裁判の jurisdiction は単純な服従ではなく、手続法の理念や手続基本権などの手続法の思想が関係することになった。例えていえば、ドイツ型国際裁判管轄と英米型 jurisdiction は、国際法上の裁判権と国内土地管轄の間の第三の管轄要件に関わりながら、上面にある国際法の平面でアプローチする英米法と、下面にある国内民事手続法の平面からアプローチするドイツ法という、異なる方向からの要件構成と見ることもできる。

6 - 2. 裁判権との関係

ドイツ型民事訴訟法では裁判権と国際裁判管轄は別個の訴訟要件として区別され、前者は国際法に、後者は国内訴訟法に本拠がある。裁判権免除は国際裁判管轄の免除ではない。しかし、英米法系では裁判権免除は jurisdiction からの免除と構成されている。Verlinden B.V.v. Central Bank of Nigeria (488 F.Supp.1284 (S.D.N.Y. 1980)) は、この構成の違いを実際に知る適例である。これは有名なナイジェリア・コンクリート事件の一つで、1970年代、ナイジェリアは経済基盤強化のためインフラ整備が急務で、多量のコンクリートが必要になるとして多くの購入契約が締結された。しかし、余りに多量が集中して履行されたため、ラグス港はコンクリート運搬船であふれ荷揚げができない状態となり、多くの船が長期にわたり港湾での待機を余儀なくされ、海上運送契約やコンクリート輸出契約の違反による損害賠償訴訟が各地で起された。この判例もコンクリート代金支払い

のためナイジェリア中央銀行が発行した信用状に関わる事件である。売主のオランダ会社が、ナイジェリア中央銀行を被告として、信用状の支払銀行がニューヨーク（以下、NY）の銀行であったことからNY連邦裁判所に損害賠償請求訴訟を提起し、NY州の jurisdiction が争われた。被告はNY州の jurisdiction を二つの点で争った。一つは事件がNY州との密接関連を欠くという主張、もう一つは国有銀行として主権免除が受けられるという主張であった。ドイツ法型国際裁判管轄法制では、一つは場所的な国際裁判管轄の問題、他方は裁判権からの免除問題であり、異なる抗弁として取り扱われるこの二つの問題を、NY連邦地裁はNYに jurisdiction が認められるかの問題として、L/Cを発行したナイジェリア中央銀行の主権免除放棄の意思と支払銀行が所在するNY州との密接関連とを同一平面に置き、仲裁合意に主権免除の放棄意思だけでなくNY州 jurisdiction への submission が認め得るかを衡量した。

例えば、日本法では、仲裁合意に裁判権免除の放棄の効果を認め得るかという問題と、代金支払地をNYとした合意により義務履行地の国際裁判管轄が認められるかという、法的に異なる性質の二つの問題を同一平面上で検討するという法論理の混乱と捉えられることになりそうである。この例で明らかのように英米法の jurisdiction は、ドイツ法系では裁判権と国際裁判管轄という二つの異なる訴訟要件を一つに包括した要件と理解することができる。

6 - 3. 国際的な場面での管轄配分という視点 jurisdiction との違い

ドイツ型国際裁判管轄と米国型 jurisdiction とは、同じく民事裁判権の行使範囲の画定に関わる要件であるが、要件の性質及び構成における違いは大きい。その違いは法技術の問題レベルではなく、要件の基底をなす基本認識による。先述したように、民事裁判権の行使範囲の画定問題は、上面は国際法に下面は国内民事手続法に接している境界上の問題である。jurisdiction は上下両面を一つにまとめた要件概念であるが、基本は上面の国際法にある。実際にも英米法では jurisdiction は抵触法、国際関係法の分野の問題とされ、伝統的には民事訴訟法の教科書では扱われていない。ドイツ型では上面で一般国際法における裁判権、下面で国内民事手続法上

の国際裁判管轄に分けている。ドイツ法系国では国際裁判管轄は民事手続法の分野の問題とされ、伝統的には国際私法の教科書では周延的な問題として扱われてきた。この一見したところ観念的な違いは要件の組立における実際的な問題に影響している。

ドイツ型国際裁判管轄の特色の一つは、管轄という既知の訴訟要件と結びついたことにより、管轄の配分という考え方、配分理念が随伴したことにある。jurisdiction は国際的に見た自国の民事裁判権の行使範囲の画定を意図した一方的な規制に止まる。国際裁判管轄の場合は、管轄という要件概念に伴う権限の分配・配分という理念が影響し、国際的な管轄配分という規制理念が生じた。この権限の国際的な配分の問題という認識は、Neuner も国際法共同体を挙げて述べている²⁴⁾。特にドイツ型の場合、裁判籍ルールという双方向的連結ルールがあったことが影響したと思われる。

自国の民事裁判にどこまで服させるべきかというアプローチに比べ、結果は自国の権限規制と変わりはないが、その判断に際して、民事裁判権限の国際的配分という視点から、「当事者の衡平、裁判の適正・迅速という手続法の理念に従い」配分的に決定するのは、国際的な問題へにアプローチとして説得的な視点を得ているように思われる。

7. 日本の場合 国際裁判管轄か、jurisdiction か

日本の国際裁判管轄をめぐる議論は、特に2011年民訴法改正により国際裁判管轄の規定が設けられるまでは、判例条理法として展開されてきた。学説においても多くの議論が展開されたが、管轄の存否判断の基準をめぐる論点に集中し、国際裁判管轄という要件自体の概念や構成という視点からの議論は少なかった。

7-1. 2011年改正前

日本の裁判実務において国際裁判管轄という要件を確立したのは1964年3月25日最高裁大法廷判決（以下、1964年大法廷判例）である。第二

24) Neuner・前掲、S.14

次大戦の終戦後、間もなく日本の裁判所には、占領軍兵士との婚姻の破綻、領土・国籍変更により外国籍者となった人の離婚など多くの国際離婚訴訟が提起された。当時の人事訴訟法1条は婚姻関係訴訟について戸籍筆頭者の普通裁判籍所在地の裁判所の専属管轄と規定していたので、日本戸籍のない外国人間の離婚訴訟の管轄の基準とはなり得なかった。国際離婚訴訟が急増する中で、どのような場合に日本の裁判所に管轄を認めるべきかが問題となった。多くの下級審判決があったが、統一を欠き、法的不安定状態を呈していた²⁵⁾。最高裁は大法廷判決で統一的な基準を判示して判例の混乱の收拾を図った。

判決は、「離婚の国際的裁判管轄権の有無を決定するにあつても、被告の住所がわが国にあることを原則とすべきことは、訴訟手続上の正義の要求にも合致し、また、いわゆる跛行婚の発生を避けることにもなり、相当に理由のあることではある。しかし、他面、原告が遺棄された場合、被告が行方不明である場合その他これに準ずる場合においても、いたずらにこの原則に膠着し、被告の住所がわが国になれば、原告の住所がわが国に存していても、なお、わが国に離婚の国際的裁判管轄権が認められないとすることは、わが国に住所を有する外国人で、わが国の法律によつても離婚の請求権を有すべき者の身分関係に十分な保護を与えないこととなり・・・、国際私法生活における正義公平の理念にもとる結果を招来することとなる」と判示し日本の国際裁判管轄権を認め、その上で、国内管轄に関して、「本件訴訟がわが国の裁判管轄権に属するといつても、如何なる第一審裁判所の管轄に属するかは別個の問題であつて、・・・本訴は人事訴訟手続法一条三項、昭和二三年最高裁判所規則第三〇号の定めるところにより、東京地方裁判所の管轄に専属する・・・」と判示した。

この大法廷判決については、離婚事件の国際裁判管轄の判断基準に関する判示に注目が集中し、初めて国際裁判管轄権という新しい管轄要件を定立したことの意義が十分に分析されたかには、現在、振り返って見ると不足感が残る。最高裁は、例えばオーストリー法のように、国際法上の裁判権の普遍性を前提として、土地管轄規定により適切な管轄裁判所が明らかでない事例として、国際裁判管轄という要件を関係させることなく、当時

25) 山田録一・「離婚の裁判管轄権」『判例展望』ジュリスト 500号 587頁

の人事訴訟法の規定に従い管轄裁判所の不明事案として昭和23年最高裁規則の指定する東京地裁に専属的土地管轄を認める対処も可能であったし、それにより結論に違いは生じない事例であった。管轄指定の前提として国際裁判管轄というそれまでなかった新しい管轄要件が必要と判断した根拠にも注意を払うべきであった。最高裁は、「わが国に住所を有する外国人で、わが国の法律によつても離婚の請求権を有すべき者の身分関係に十分な保護を与える」る必要を判示した。しかし、国際裁判管轄という新たな要件を設ける意味と影響については意識されていなかったように見える。

この大法廷判例には池原季雄教授の論文の影響が見られる²⁶⁾。判決が事件に適用したルールは、論文が紹介した、英国の1937年 Matrimonial Causes Act I, 3条の採用した妻からの離婚訴訟に関する管轄の特別ルールと趣旨を同じくしている。当時、英国の離婚管轄は国内に婚姻住所 (matrimonial domicile) があることを要したが、婚姻住所は夫の住所地であるとされていた。その結果、夫が妻を遺棄し国外に出奔し或いは国外追放により英国内に住所を失った場合でも、英国に残留する妻は英国で離婚訴訟を提起できなかった。1937年法はこの婚姻住所の問題解決を図ったものであった。池原論文はこれを被告の住所地原則と組み合わせた国際裁判管轄ルールを提唱していた²⁷⁾。

論文は明確に述べてはいないが、そこ論じられた一般管轄権の概念はドイツ型国際裁判管轄ではなく、英米法型の jurisdiction に近かったように思われる。ドイツ型の裁判籍規定の二重機能の手法を疑問と批判し、国際的私法交通の安定と安全に対する訴訟面の保障を挙げている。そこから、この管轄要件に関しては、英米法のように、国際私法或いは国際関係法上の要件と位置づけていたと考えられ²⁸⁾、1964年大法廷判決もこの点を黙示的に受容していたように思われる²⁹⁾。しかし、この方向は、次のマレーシア航空判例により大きく変針させられた。

26) 池原季雄・「離婚に関する国際私法上の二、三の問題」家裁月報4巻12号1頁

27) 池原・前掲7頁

28) 池原・前掲6頁参照、論文は、一方で国際離婚の裁判管轄の連結点として国籍に反対していることなどを考えると、そこで用いられている国際民事訴訟法は、国内民事訴訟ではなく、国際私法或いは国際関係法のニュアンスが強い。

29) この判決に関する調査官解説では、この国際裁判管轄に関して将来の立法準備として、「法例改正要綱試案」法律時報13号19頁が挙げられているが、同試案では少なくとも身分関係事件の国際裁判管轄は、国際私法立法に含まれていた。

1976年10月16日のマレーシア航空事件最高裁判例（以下、マレーシア航空判例）は、通常民事訴訟事件について国際裁判管轄という要件を認めた。しかし、国際裁判管轄という要件概念に関しては、マレーシア判例は、「本米国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権の及ばないのが原則である。」としながら、例外的に「被告がわが国となんらかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず」、わが国の裁判権に服させるのを相当とする場合もあるとして、「この例外的扱いの範囲については、・・・国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、又、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、・・・」と判示していた。この判示は被告の領域内の住所を裁判権行使の原則とした点で英米法型 *jurisdiction* の構成に近く、民事裁判権の普遍性を基本とするドイツ型とは異なる。しかし、これに続けて、「民訴法の規定する裁判籍のいずれかが国内にあるときは、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適う」として、裁判籍から国際裁判管轄を導くドイツ型の構成を判示し、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定する」としている³⁰⁾。手続法理念として引用される、この文言は、判決が国際裁判管轄を国内手続法の問題と位置づけていたことを示している。

マレーシア判例は実質的には裁判籍規定に二重機能を認める立場に等しいと批判された。日本の裁判籍規定は1926年民訴法改正で著しく拡張され、国際的配慮を欠いていたので、二重機能説は多くの過剰管轄を生じさせるおそれがあった³¹⁾。それが類推説及び「特段の事情」による却下とい

30) この文言を、1964年大法廷判例の、日本の国際的裁判管轄権を否定することは、「わが国に住所を有する外国人で、わが国の法律によつても離婚の請求権を有すべき者の身分関係に十分な保護を与えないこととなり」、「国際私法生活における正義公平の理念にもとる」という判示と対比すると、基本視点の違いは明らかである。

31) 例えば、民訴法4条2項は、判例条理法の下では国際的配慮を欠く不適切な規定として問題視されたが、1926（大正15）年改正前の1890（明治23）年旧民事訴訟法13条は、1項で「内國ニ住所ヲ有セサル者ノ普通裁判籍ハ本人ノ現在地ニ依リテ定マル若シ其現在地ノ知レサルカ又ハ外國ニ在ルトキ其ノ最後ニ有セシ内國ノ住所ニ依リテ定マル」とししながら、2項で「然レトモ外國ニ住所ヲ有スル者

う解釈手法に繋がった。この「特段の事情」解釈は1997年11月11日のいわゆるファミリー事件最高裁判例により確認され、2011年改正により民事訴訟法3条の9の「特別の事情」による裁量却下に引き継がれている。

この二つの最高裁判例を改めて比較してみると、当時、意識してなされたか否かは別として、最高裁は1964年大法廷判決に含まれていた英米型 jurisdiction 構成に向かう可能性を、マレーシア判例で進路変更したと見ることもできる。マレーシア判例が裁判権という表現を用いたことは、当時、既に、裁判権と国際裁判管轄との関係理解について議論を呼び起こしていた。これに関して興味深い論文として、澤木敬郎教授の「涉外事件における裁判管轄権に関する一考察」がある³²⁾。澤木教授は、裁判権という概念は国家の権限行使の範囲に関しては主権と変わらず、実際には裁判権免除に関して用いられる場合以外は独自の要件としての意味がないとして、ある民事事件について国際的にいずれの国で裁判するのが適切かを判別する要件としては国際裁判管轄権という概念の方が適切であり、裁判権という要件は国際裁判管轄権の下位にあり、いずれはそれに吸収されるべき要件であると主張された。この見解は英米法の jurisdiction と概念構成が同じであり、現在の日本の国際法学における国家管轄権学説とも一致する³³⁾。しかし、その後の関連立法で採用された方向は、むしろマレーシア航空判例の基本理解に沿っており、裁判権概念は裁判権免除の論理的前提として存続しており、国際裁判管轄は裁判権とは別個の民事訴訟法上の訴訟要件として規定化されている。

2011年民訴法改正までの日本における国際裁判管轄の法規制は判例条理化によっていた。そこでの国際裁判管轄の要件としての扱いは、マレーシア航空判例以降は、基本的にドイツ型民事訴訟に属するタイプといえる。特に、2009年「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」（以下、外国国家主権免除法）において、裁判権概念を維持し、国際裁判管轄から

ニ對シテハ内國ニ於イテ生シタル權利關係ニ限リ前項ノ裁判籍ニ於イテ訴ヲ起コスコトヲ得」としていた。

32) 国際法雑誌 58 卷 3 号 55 頁

33) 日本の国際法学説では、1970年代から、国家管轄権学説が圧倒的に支持され、それまで裁判権として主権の一分肢との理解に基づき対人主権、対物主権という基準で説明されていた立場を、根本的に変更している。国家管轄権という基本概念は英米流の jurisdiction とほぼ一致する。日本の国際法学説は米国の国際関係法第3リステートメントの影響を受けているように見える。

の免除とは構成しなかったことで、裁判権と国際裁判管轄の二元構成が制定法上も確定された。一方、管轄規範の内容に関しては、裁判籍規定の二重機能は認めず、類推適用説を基本とする比較的自由的な解釈が行われてきた。個々の管轄ルールはドイツやオーストリーと異なる点も少なくない。日本法に特徴的な点は、裁判籍の類推解釈において米国の *jurisdiction* 判例の影響を受けたこと、特に *forum non conveniens* 法理の影響を受けて「特段の事情」による裁量却下を認めていたこと等が挙げられる。

7 - 2. 2011 年改正

2011 年民訴法改正は、国際裁判管轄を民事訴訟法上の管轄の一つとして制定規定化した。改正前に判例条理法として確立されていた部分はおおよそ引き継がれ、それらを制定規定化し明確にした。しかし、*doing business* 管轄の導入や、共同訴訟管轄の拡充と明確化など、改正により判例条理法では認められなかった重要な管轄の新設もある。ここでは、国際裁判管轄という要件の概念や構成に関して注目すべき点だけを取り上げる。

国際裁判管轄を国際法の視点から規制するのではなく、訴訟手続法上の管轄要件として規制する基本視点は維持され明確にされた³⁴⁾。裁判権免除を包括した *jurisdiction* 型の要件構成ではないことは、外国国家主権免除法により示されていた。一方で国際法学で通説となっている国家管轄権学説における裁判管轄権との混同の危惧を残した。国家管轄権学説は英米法の *jurisdiction* と概念及び構成がほぼ同じであるが、民事訴訟法上のドイツ型の国際裁判管轄とは異なっているのに、同じ用語表現が用いられることになる。今後の議論における混同や混乱を避ける注意が必要であるが、区別を明確にする工夫も望まれる³⁵⁾。

一方で、改正により *jurisdiction* 型の規制を指向し、ドイツ型規制からの脱皮を志向した部分もある。例えば、規定形式を裁判籍による双方型の規定ではなく、日本の管轄についての一方的連結ルールとし、呼称も国際

34) 民訴法 3 条の 12 が国際裁判管轄の基準時を固定し、管轄恒定の適用を明らかにしたことは、この要件の手続法的性格を示している。

35) 後註 (40) 参照。

裁判管轄権として国家管轄権型のニュアンスを強めた。管轄内容についても doing business 管轄の導入や、特別事情による却下など米国流の jurisdiction 規制の影響を受けた規定化も見られる。

日本における国際裁判管轄という概念及び要件構成に関しては、ドイツやオーストリーと比べて米国型 jurisdiction、国家管轄権学説による構成の影響を強く受けてきたことが特徴といえる。一方で、外国主権免除法や民事訴訟法改正などの立法によって、ドイツ型の国際裁判管轄要件として裁判権と国内管轄の間にある第三の要件構成が明確にされ、民事訴訟法上の管轄恒定や、管轄違いの上訴を認めて瑕疵の治癒法理の不適用など、要件の本拠は民事訴訟法であり、国際法でも国際関係法等でもないことが制定法で明確にされている。日本の国際裁判管轄に関する法制は、基本の軸足はドイツ型規制に置きながら、米国型 jurisdiction への接近を明らかに示している点で、ドイツやオーストリーと比べると、かなり特徴的な要件構成といえる。

8. 終わりに

何故、ドイツ、オーストリー、日本というドイツ型民事訴訟法で、ほぼ時期をそろえて 20 世紀後半に、国際裁判管轄という要件概念が問題として浮上し論じられたのかは興味深い問題である。さまざまな要因が考えられようが、本稿で注目したのは、この三国では国際裁判管轄という要件への対応が、それぞれに異なるが、その基底にあった問題状況の共通性である。裁判権と裁判籍というドイツ型民事訴訟法に共通する伝統的な要件構成では対応が難しい局面が生じ、三国それぞれの対応がされた。

ドイツ型民事訴訟法の伝統的な体系では、民事裁判権は国家主権の一分肢として対人主権、領土主権による制限を受け、対人的制限として国際法上の裁判権免除、領土主権に基づく対物的制限として、土地不動産に関する専属管轄や事物的な専属管轄などが挙げられていた³⁶⁾。これらの制限以外は原理的には無制約という前提の下で³⁷⁾、具体的な制限は国内訴訟法上

36) 日本では、兼子一『新修 民事訴訟法体系』64 - 65 頁参照。

37) 民事裁判権の無制約とは、オーストリー管轄法の内国裁判権の普遍主義に等しく、国際法には主権国家の民事裁判権の範囲を画定する原則はなく、各国がその

の裁判籍ルールに委ねられていた。このアプローチで、現代の視点で特に問題と思われるのは、民事裁判権の国際法上の原理的な無制約という前提である。これは具体的には、国家は民事裁判権の行使について、国際法上確立した裁判権免除の規制を除き、いかなる事件に民事裁判権を行使しても国際法に違反しないということを意味している。この場合の民事裁判は提出された事実³⁸⁾に法を適用判断するという裁判官の観念的作業を指すもので、民事訴訟法における古典的弁論主義における裁判認識といえる。そこでは裁判所が下した判断の強制は裁判権とは異なる執行権の問題とされている。これが民事裁判権の普遍主義の具体的な意味である。

民事裁判を取り巻く時代環境が変わる中で³⁸⁾、実体的真実の重視へ傾斜が生まれ、裁判所が積極的に訴訟資料を求め、当事者に資料提出の義務、事案解明への協力義務を課すようになると、民事訴訟における裁判所の役割認識も変わり、当事者にも積極的に現実的な資料の提出や開示の義務を課し、その強制の可能性と妥当性の考慮も必要になる。ドイツ学説においても裁判所への服従義務とでもいうべき *Gerichtspflichtigkeit* のような概念が唱えられ³⁹⁾、手続的衡平や *due process* の視点から過剰管轄の問題等も生じていた。国際裁判管轄という要件概念に期待されたのは、このような視点からの民事裁判権の行使についての再検討の表れであったように思われる。

ドイツ型民事訴訟法における民事裁判権の普遍主義という前提の下で、その行使範囲を裁判籍ルールで適正・妥当に画定できるかという疑念が生じた。特定国の裁判所と訴訟手続法に服従させられる被告の利益保護、裁判権を行使する国家の側から裁判所や裁判官等の国家資源を用いる必要や利益という観点から、裁判籍ルールに過剰や過小はないのか、その補正をどのようにするかが問題として意識された。ドイツは裁判籍を維持しながら国際裁判管轄という要件で補正を図る方式に進み、オーストリーは同じく国際裁判管轄という補正的要件の創設を図ったが結局は独立した要件とはせず内国裁判権概念に回帰する方向に進み、日本は裁判籍構成を放棄し

国内法で決定できることを意味している。

38) 民事裁判権の普遍性原則に変化を迫った時代背景について異なる説明として、バヨンス・前掲 517 頁参照

39) Geimer はこの概念を用いるが (例えば、Geimer, IZPR 6Aufl, S.122ff.)、他のドイツ学説の追随は見られない。内容的には英米法の *submission* に近い。

国際裁判管轄という新たな枠組みを制定する方向に進んだ。

急速に国際交通や情報が発展し容易になった20世紀後半の社会状況は、国際的民事事件を急速に増大させ米国のjurisdictionに拡張の圧力となった一方で、ドイツ型民事訴訟には19世紀型の裁判権+裁判籍によるルール構成の枠組みの再検討を迫った。国際裁判管轄という要件は、ドイツ法型民事訴訟の国々で国内民事訴訟法上の解釈構成として現れたこの変化への対応であったと考えられる。到達した結果に違いはあるが向き合った問題は同じで共通する点も多い。いずれも民事訴訟法上でのアプローチであり、同じ時期に国際法学で生じた国家管轄権学説への転換とは方向を異にしている⁴⁰⁾。民事手続法上での要件化であった点では一致していて、また、手続法理念を基本とした衡平、適正・迅速な手続を図るという問題視角も共有されている。

日本と台湾はアジアで共にドイツ型民事訴訟法、国際私法を継受しており、国際民事手続法の分野では、類似する法システムの下で共通の法概念を用いて議論し意見交換することができる研究仲間の関係にある。今後もこの分野における法問題について有益な共同研究がなされることを期待したい。

本稿は、科研費（課題名：多様な権利内容に応じた実効的な国際的権利保護制度の構築、課題番号：16H01990）による研究の一環として、2017年2月18-23日に台湾において実施された調査および共同研究企画の中で、2月22日に台中市の静宜大学で行った講演の原稿に加筆補正したものである。

40) 日本は国際裁判管轄を民事訴訟法上の要件として制定しており、国際法における国家管轄権の一つとしての裁判管轄権と、用語は類似するが、例えば管轄恒定が認められるか等では、訴訟要件としての性質に違いがある。実務的には、国際条約に基づく国際裁判管轄規定の適用・解釈に際しては注意を要する。例えば、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（モントリオール条約）33条の裁判管轄規定は、締約国の裁判管轄権の範囲画定というより、損害賠償訴訟の法廷地としての衡平・適正の視点からの規定として、民事訴訟法上の国際裁判管轄と性質を同じくするので、管轄恒定原則の妥当が認められるべきである。